

令和7年度
伊方町一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月

伊 方 町

目 次

1. 計画の目的
2. 用語の定義
3. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
4. 一般廃棄物の処理主体
5. 一般廃棄物収集運搬及び処分業許可
6. 一般廃棄物排出抑制のための方策
7. 一般廃棄物の種類及び分別の区分
8. 一般廃棄物の処理施設

1. 計画の目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）」第6条第1項の規定に基づき定めるものとし、循環型社会形成のため一般廃棄物の減量化・再資源化及び一般廃棄物の適正処理を目的とする。

2. 用語の定義

この計画における用語の定義は、法並びに伊方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第9号）及び同条例施行規則の例による。

また、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通し、再商品化業者を決定し、再商品化する道筋を「指定法人ルート」とする。

3. 一般廃棄物の発生量・処理の見込み

(1) 発生量は表1に示すとおり

表1 発生量（令和6年度実績）

廃棄物の種類	発生量（t）	合計（t）	
可燃ごみ	1,735	2,244	
埋立ごみ	103		
びん類	50		
缶類	21		
ペットボトル	30		
プラスチック製容器包装	38		
発泡スチロール	2		
段ボール	50		
新聞	35		
雑誌	68		
古布	0.7		
有害ごみ	5		
金属くず	17		
小型家電	19		
プラスチック製粗大ごみ	14		
木製粗大ごみ	56		
使用済廃食油	0.5		
し尿及び浄化槽汚泥	1,929		1,929

4. 一般廃棄物の処理主体

家庭から排出される一般廃棄物の処理主体は表2に示すとおり

表2 一般廃棄物の処理主体

廃棄物の種類	収集運搬主体	中間処理主体	最終処分等主体
可燃ごみ	町（委託収集）	八幡浜市環境センター	
埋立ごみ		町（委託処理）	一般廃棄物最終処分場
ペットボトル			指定法人
プラスチック製容器包装			
びん類			
かん類			再生資源業者
発泡スチロール			
古紙・古着類			
有害ごみ			
粗大ごみ	町（委託収集）及び 排出者（直接搬入）		
廃食用油	排出者（直接持込）	資源化处理業者	
し尿及び浄化槽汚泥	許可業者	八幡浜地区施設事務 組合一楽園	民間最終処分場

5. 一般廃棄物収集運搬及び処分業許可

(1) 収集運搬業

法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬を行う者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものである。

- ① 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者は、町の定める分別基準に従い運搬しなければならない。
- ② 一般廃棄物収集運搬業者は、分別収集した一般廃棄物を町の指定する処分先へ運搬すること。
- ③ 一般廃棄物の保管及び積替えは、地域環境に悪影響がなく、町が認めたもののみ許可する。
- ④ 一般廃棄物収集運搬業者は、事業計画を作成し町長へ提出しなければならない。事業計画の変更がある場合も同様とする。
- ⑤ 町長は提出された事業計画が町の定める一般廃棄物処理計画に適合しない場合は、許可しないものとする。

⑥ 一般廃棄物収集運搬の許可期間は2年とする。

(2) 処分業

法第7条第6項に規定する一般廃棄物の処分を行う者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）について次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものである。

- ① 一般廃棄物処分業者が処分できる一般廃棄物は、廃プラスチック類、発泡スチロール、木くず（刈草を含む。）、紙くず、繊維くず、金属くずとする。
- ② 一般廃棄物処分業者は、事業計画書を作成しなければならない。事業計画の変更がある場合も同様とする。
- ③ 町長は、提出された事業計画が町の定める一般廃棄物処理計画に適合しない場合は、許可しないものとする。また、事業計画が提出されない場合も同様とする。
- ④ 一般廃棄物処分業者の許可期間は2年とする。

(3) ごみ収集運搬許可業者は表3に示すとおり

表3 ごみ収集・運搬許可業者

事業者名	所在地	連絡先
(有)三崎建設	伊方町三崎1461番地	0894-54-0752
中川産業(株)	伊方町川永田390番地1	0894-38-1525
(有)竹場建設	伊方町二見甲2265番地1	0894-39-0670
(株)クリーンサービス伊方	伊方町三机乙901番地	0894-21-1343
(有)増田建材	伊方町二名津215番地	0894-54-0619
フリースタイル(株)	伊方町仁田之浜56番地	0894-38-1500
伊方サービス(株)	伊方町九町コナリ3番耕地40番地10	0894-39-0580
(有)川田商店	伊方町三机乙1133番地	0894-52-0671
高山商店	八幡浜市保内町宮内1番耕地328番地	0894-36-0462
(有)井上運送	八幡浜市北浜1丁目1533番地20	0894-22-2585
(有)八幡浜クリーン	八幡浜市3番耕地491番地1	0894-22-3886
(株)ダイニンエコ工業	大洲市西大洲甲479番地5	0893-50-8070
オオノ開発(株)	松山市北梅本町甲184番地	089-976-1234
(株)千照運輸	松山市北梅本町甲184番地	089-976-5400

(4) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は表4に示すとおり

表4 し尿浄化槽清掃業許可業者

事業者名	所在地	連絡先
瀬戸環境(有)	伊方町足成1875番地	0894-52-0616
(有)大黒衛生社	伊方町大浜395番地	0894-38-0239
(有)三崎安全衛生社	伊方町高浦325番地	0894-54-0752

6. 一般廃棄物排出抑制のための方策

(1) 啓発活動の促進

- ① 広報やホームページを活用し、家庭ごみの減量化や再資源化に関する普及啓発を図る。
- ② 希望する住民や事業者に対して出前講座の開催や、町のごみ処理施設の見学会を実施し、ごみの削減や再資源化に関する意識向上を図る。

(2) 家庭系ごみの減量化及び再資源化の促進

- ① 廃食油を回収し、バイオ燃料へと変換し町内のごみ収集を行う塵芥処理車へ給油を行うことで、廃棄物の削減と再資源化への意識向上を図る。

(3) 事業系ごみの適正処理

- ① 事業系一般廃棄物に対する処理手数料の徴収や家庭ごみとの混入を防ぐよう指導・啓発を行い適正処理な処理に努める。

(4) し尿・浄化槽汚泥等の適切な処理の推進

- ① 八幡浜地区施設事務組合一楽園にて、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努める。

7. 一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 一般廃棄物の種類・分別は表5に示すとおり

表5 一般廃棄物の種類・分別方法

廃棄物の種類	収集頻度	排出方法	排出先
可燃ごみ	週2回	町指定ごみ袋(可燃)	八幡浜市環境センター
埋立ごみ	月1回	町指定ごみ袋(埋立)	伊方町一般廃棄物最終処分場
びん類		無色透明の袋	伊方町リサイクルセンター
かん類			
発泡スチロール			
ペットボトル			
プラスチック製容器包装	月2回		
有害ごみ	年3回		
古紙・古着類	月1回	ひもで縛る	委託業者
粗大ごみ	月2回(ステーション回収)または毎週(直接搬入)	手数料納付券の貼付け(ステーション回収)または直接搬入	伊方町一般廃棄物最終処分場
廃食用油	随時(直接持込)	回収ボックス	委託業者
し尿及び浄化槽汚泥	随時	許可業者	八幡浜地区施設事務組合一楽園

(2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は事業者が自らの責任において処理するものとし、自ら町の処理施設に搬入するか、許可を持った一般廃棄物収集運搬業者と契約を結び処理を行う。

(3) 町では取り扱わない廃棄物は表6に示すとおり

表6 町で取り扱わない廃棄物

廃棄物の種類	品目	排出方法
家電リサイクル法対象品目	エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機 等	販売店への引取り依頼または指定引取場所への搬入
産業廃棄物	農業・漁業関連廃棄物 建築廃材 等	販売店等へ相談 産廃業者へ依頼
車・バイク類	車・バイク 等	販売店等へ相談
その他	温水器・草刈り機 等	

8. 一般廃棄物の処理施設

(1) 町有の一般廃棄物処理施設は表7に示すとおり

表7 町有の一般廃棄物処理施設

名称	所在地	処理品目	処理方法
伊方町一般廃棄物最終処分場	伊方町九町2番耕地117番地2	埋立ごみ 粗大ごみ	埋立処分
伊方町リサイクルセンター	伊方町九町2番耕地107番地1	びん・かん・発泡スチロール・ペットボトル・有害ごみ	選別・圧縮

(2) 町以外での処理施設

①他市町または施設事務組合委託している処理は表8に示すとおり

表8 処理施設（他市町・施設事務組合）

名称	所在地	処理品目	処理方法
八幡浜市環境センター	八幡浜市若山9番耕地40番地	可燃ごみ・布団類	焼却処分
八幡浜施設事務組合一楽園	八幡浜市保内町喜木1番耕地5番地2	し尿及び浄化槽汚泥	低希釈法

②指定法人ルートでの再資源化施設は表9に示すとおり

表9 処理施設（指定法人ルート）

名称	所在地	処理品目
徳島資源リサイクルセンター有限公司	徳島県阿南市上中町中原105番地1	無色・茶色びん
株式会社エコシティ	新居浜市垣生3丁目乙306番5号	その他色びん
遠東石塚グリーンペット株式会社	兵庫県姫路市飾磨区今在家1351番地1	ペットボトル
日鉄リサイクル株式会社	大分県大分市大字西ノ洲1番地	プラスチック製容器包装

③その他処理施設は表10に示すとおり

表10 処理施設（その他）

名称	所在地	処理品目
株式会社ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区響町1丁目62番地17	蛍光灯・電池
金城産業株式会社	松山市北吉田町349番地1	使用済小型家電
株式会社ダイキアクシスサステイナブルパワー	松山市北吉田町77番74	廃食用油
中川産業株式会社	伊方町川永田乙390番地1	金属類・かん類
株式会社カネシロ	西予市宇和町永長1541番地1	古紙・古着類